

使用必須

このガイドラインは
世界共通に適用され、
フェアトレード製品が
ライセンスされている
すべての市場において
有効である

FAIRTRADE COTTON MARK GUIDELINES

R-08 国際フェアトレード認証コットンラベル使用規定

Issue 5 – Spring 2026

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

V 5.0



はじめに

目次

はじめに	02
国際フェアトレード認証 登録商標	03
パート1 コットン認証ラベルの表示（一般）	
一般事項	05
スタンダードバージョン	06
限定バージョン	07
様々な背景への表示	08
表示禁止例	09
パート2 製品への表示	
ブランドとの関係	12
製品表示 衣類 縫い付けタグ（ビスネーム）	14
製品表示 カバー、フラットテキスタイル	15
製品表示 組成表示	16
製品表示 プロモーション目的のテキスタイル製品	17
製品表示 作業服、防護服、ユニフォーム	19
製品パッケージへの適用	20
製品名とフェアトレードの表示	23
フェアトレード説明文 製品・プロモーション	24
アートワーク申請前のチェックリスト	26
パート3 販売促進マテリアル	
ブランドとの関係 一般	28
店舗広告(POS)	29
デジタル表示、オンラインショップ、動画	30
マーケティングコミュニケーション	31
プロモーション説明文	32
パート4 必須情報	
アートワークの承認	34
フェアトレード説明文について	35
免責事項	36
認証ラベルの保護	37
用語集	38
連絡先	40

フェアトレード(Fairtrade)について

フェアトレード(Fairtrade)は、農家と労働者がより良い取引条件を確保するために活動しているグローバルな組織である。フェアトレードに参加することで、農家は自らのビジネスや生活をより主体的にコントロールし、公正な取引条件のもとで市場へのアクセスを獲得することができる。

フェアトレードは、消費者、企業、市民社会が、消費される商品に対して公正な取引を求めていると信じている。特に、生産者のニーズや、生産者が自ら状況を改善するために取り組んでいることを理解することにより、より強い支持を得られる。

国際フェアトレード認証ラベル(The FAIRTRADE Mark)は、世界で最も広く認知されているエシカルラベルである。このラベルは、生産者、企業、消費者が共に、より良い生活と地域社会を目指し、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示している。

フェアトレードのビジョン

フェアトレード(Fairtrade)のビジョンは、すべての生産者が、安全で持続可能な生活手段を享受し、潜在能力を十分に発揮し、自らの未来を切り開いていける世界を実現することである。

フェアトレードは、より公正な貿易条件を促進することで、世界の貿易を変革することを目指す。この達成に向けて、フェアトレードは持続可能な開発の指針として位置づけられ、他のどの倫理的認証スキームよりも多くの人々の生活に深く関わるものである。

ガイドラインについて

本ガイドラインは、国際フェアトレード認証コットンラベル（以下、「コットン認証ラベル」とよぶ）の使用方法に関する指針を示すものである。フェアトレードの信頼性と価値を守るために作成され、詳細な参考資料として設計されている。本ガイドラインは、以前のすべてのバージョンより優先される。

本ガイドラインには、ほとんどの種類のパッケージ及び販促物に関する規定が含まれているが、全てを網羅するものではない。

コットン認証ラベルの使用に関して不明な点や、アドバイスが必要な場合には、本ガイドラインの最終ページに記載されているフェアトレード機関に問い合わせること。

本書では、以下の用語が使用されている。

必須／推奨／任意

図は網羅的なものではなく、本文で説明されている内容すべてを表しているわけではないことに注意すること。

国際フェアトレード認証 登録商標

コットン認証ラベル

国際フェアトレード認証コットンラベル（コットン認証ラベル）は、製品の綿素材が100%フェアトレード認証を受けており、生産者から製品まで物理的に追跡可能であることを示す。

綿100%製品、または天然繊維・合成繊維と綿を混紡した製品に付与される。混紡繊維製品の場合、ラベルは製品に含まれる綿素材がすべてフェアトレード認証を受けていることを意味するが、その他の繊維素材は対象外である。製品中のフェアトレード綿の最低含有率は、完成生地全体の50%以上でなければならない。コットン認証ラベルは製品中の綿成分のみを指し、完成品そのものを対象とするものではない。

FSIラベル(コットン)

フェアトレード原料調達制度(FSI)のコットンのラベルは、一定量の綿がフェアトレード条件下で購入され、その相当量が完成品に使用されたことを示す。これは、企業やブランドの大規模調達を実現するが、綿は綿織り段階以降、物理的に追跡が不可能であり、製品は従来 방식으로表示することができない。このモデルはフェアトレード認証コットン生産者に新たな市場機会を提供し、農家や地域社会に大きな影響をもたらす可能性を秘める。同時に、企業には持続可能な取り組みを支援するためのフェアトレードとの新たな関わり方が提供される。

本ガイドラインはフェアトレード認証コットンラベルの使用のみを対象とする。フェアトレード調達制度およびその使用に関するガイドラインの詳細については、ライセンス機関に問い合わせること。

コットン認証ラベル



コットン認証ラベルは、製品に使用されている綿がフェアトレード認証を受けており、物理的に追跡可能であることを示す。

FSIラベル(コットン)



FSIラベル(コットン)は、ブランドまたは事業者が、一定量の綿をフェアトレード条件で調達したことを示す。

パート1

コットン認証ラベルの表示（一般）

このセクションでは、コットン認証ラベルについて説明し、その使用方法の概要を示す。

国際フェアトレード認証コットンラベル

一般項目

一般事項

排除区域

テキストまたはグラフィックの近くに認証ラベルを配置させるときは、認証ラベルの視覚的な独立性を維持するために、認証ラベルの周囲に1/2X以上の排除区域を確保する必要がある。Xは、認証ラベル横幅を指し、白色の枠線を含めるものとする。コットン認証ラベルを表示するスペースが限られている場合は、1/4 Xまで排除区域を削減することができる。

最小・最大表示サイズ

コットン認証ラベルは、製品パッケージまたはプロモーションマテリアルのサイズに比例した大きさでを使用すること。左のサイズガイドに従って、推奨される最大および最小サイズの範囲内で、正しいサイズを選択すること。
小さなサイズでコットン認証ラベルを表示させる際には、「FAIRTRADE」のテキストが読めるように注意をすること。ただし、コットン認証ラベルは、横幅7mm未満で表示してはならない。

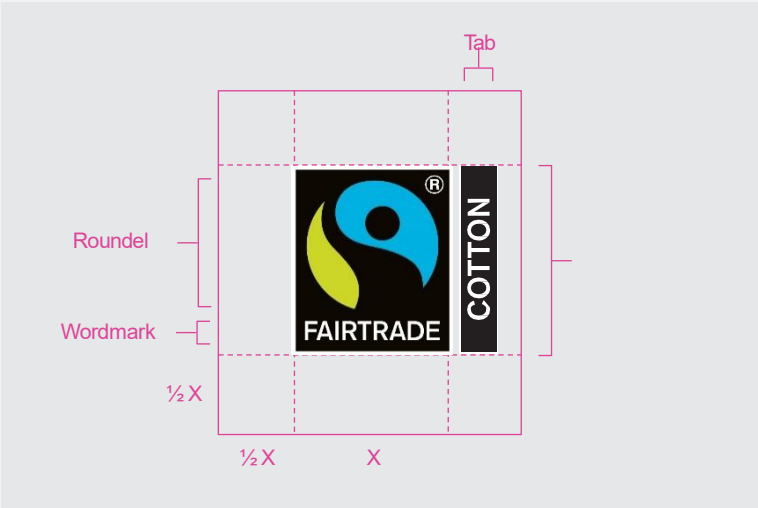
色

認証ラベルはできる限りカラーで表示させることが望ましい。カラー版を利用する際には、右に指定された色を使用しなければならない。

注意事項

認証ラベルが登録されていない国で製品を販売する際には、®マークを削除して表示すること。

排除区域



コットン認証ラベルの色



Fairtrade Sky Blue
PMS 306 C
PMS 306 U
CMYK 79.0.7.0
RGB 0.185.228
Web #00B9E4



Fairtrade Leaf Green
PMS 382 C
PMS 380 U
CMYK 28.0.92.0
RGB 190.214.0
Web #BED600



Fairtrade White
—
—
CMYK 0.0.0.0
RGB 255.255.255
Web #FFFFFF



Fairtrade Black
PMS Process Black C
PMS Process Black U
CMYK 50.50.50.100
RGB 30.30.30
Web #1E1E1E

最小・最大表示サイズ

Format (item size)	Maximum size (width of the Mark)	Minimum size (width of the Mark)
A1 (594 x 841 mm)	66 mm	60 mm
A2 (420 x 594 mm)	46 mm	42 mm
A3 (297 x 420 mm)	33 mm	31 mm
A4 (210 x 297 mm)	21 mm	19 mm
A5 (148 x 210 mm)	15 mm	13 mm
A6 (105 x 148 mm)	15 mm	13 mm
A7 (74 x 105 mm)	13 mm	11 mm
A8 (52 x 74 mm)	11 mm	7 mm

国際フェアトレード認証コットンラベル スタンダードバージョン

スタンダードバージョン

コットン認証ラベルは、カラー版と白黒版とがある。

カラー版の利用が強く推奨される。白黒版の使用は、例外として使用が認められることがある。

コットン認証ラベルのデータは、CONNECT「ドキュメント」よりダウンロードできる。

<https://www.connectfairtrade.org/ja/documents>

コットン認証ラベル



Colour Mark

Full colour, CMYK or Pantone

EPS files:

FM_COTTON_CMYK_NEW
FM_COTTON_PMS_NEW



Black & White Mark

Black only, white is visible

EPS file:

FM_COTTON_BW_NEW

国際フェアトレード認証コットンラベル 限定バージョン

限定的に使用が許可される バージョン

印刷の色が制限され、コットン認証ラベルを白、または黒のみでしか印刷することができない場合に限り、黒版、白版の認証ラベルの使用を例外的に認める。

しかしながら、可能である限りカラー版の利用を強く推奨する。

色のついた背景に印刷場合

白、黒版の認証ラベルは、ナチュラル色など背景色と認証ラベルのすべての要素の間に十分なコントラストがある場合に限り、印刷することができる。

パターン、模様のある背景、明るい色の背景に印刷してはならない。

The Black and White FAIRTRADE Cotton Marks



Single colour Mark
Single colour Black Mark

EPS file:
FM_Cotton_Black_New



Single colour MH Mark
Single colour Black
Max Havelaar Mark

EPS file:
FMMH_Cotton_Black_New



Single colour Mark
Single colour White Mark

EPS file:
FM_Cotton_White_New



Single colour MH Mark
Single colour White
Max Havelaar Mark

EPS file:
FMMH_Cotton_White_New

国際フェアトレード認証コットンラベル 様々な背景への表示

模様や色のついた背景に 認証ラベルを表示させる場合

認証ラベルは（®マークも含む）必ず鮮明に表示させ、他のグラフィックや背景の模様によって目立たなくなっているといけない。

白以外の背景に認証ラベルを表示させる時は、認証ラベルの枠線を表示させ、認証ラベルと背景に明確なコントラストをつけること。

認証ラベルが非常ににぎやかな背景に対して使用されている場合、認証ラベルの周囲に境界を追加で表示させる必要がある。境界は、排除区域の半分以上（すなわち、1/4 X以上）である必要があり、透明度のある白、または白とする。境界の枠線は黒でもよいが、その他の色は使用できない。



薄い色の背景に表示させる場合
認証ラベルの枠線は必ず表示させる



にぎやかな背景への表示例
半透明の白の境界を付けた場合



にぎやかな背景には直接表示してはならない



暗い色の背景に表示する場合
認証ラベルの枠線を必ず表示させる



にぎやかな背景への表示例
不透明な白の境界を付けた場合

国際フェアトレード認証コットンラベル

表示禁止例（単色版のコットン認証ラベル）

コットン認証ラベルの表示禁止例

白バージョン、黒バージョンの単色コットン認証ラベル表示

白または黒の単色のコットン認証ラベルは、模様のある背景、明るい色の背景には表示してならない。

フェアトレードカラーの使用の禁止

コットン認証ラベルと製品ブランドとの混同を避けるため、リーフグリーンとスカイブルー、又はそれらに良く似た色はブランド、製品パッケージ、タグ類、および販売促進材料に使用してはいけない。(図01/02)

すでにそれらの色がブランドに使用されている場合には白黒版の認証ラベルをパッケージや、販促物に使用すること。(03).

表示禁止例



黒または白版の認証ラベルは、明るい色の背景色に印刷してはならない。



黒または白版の認証ラベルは、パターンまたは模様のある背景に印刷してはならない。



黒版の認証ラベルを白で印刷してはならない。白版の認証ラベルとコントラストが逆になる。



白版、黒版の認証ラベルを白、黒以外の他の色で印刷してはならない。



01



02



03

国際フェアトレード認証コットンラベル

表示禁止例（カラー版のコットン認証ラベル）

コットン認証ラベルの 表示禁止例

認証ラベルは国際登録商標であり、いかなる要素の色、形に対し変更を加えてはいけない。

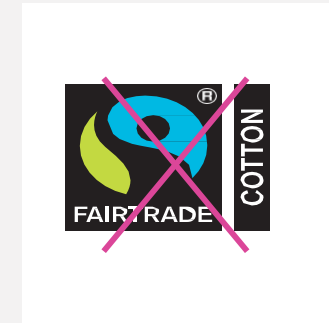
フェアトレード組織から提供されたコットン認証ラベルのデータのみを使用することができる。



コットン認証ラベルのデザインや色を変えてはならない



「COTTON」タブの位置を変更したり、色を変えてはならない



認証ラベルを一方方向のみ伸ばしたり、縮めたりしてはならない



色を変えてはならない



フレームをつけたり他のデザインと融合させたりしてはならない



認証ラベルを回転させてはならない



認証ラベルの要素を削除してはならない

パート2 製品への表示

このセクションでは、コットン認証ラベルが製品にどのように使用されなければならないかについての情報を提供する。

ブランドとの関係 一般

以下のルールは、コットン認証ラベルやフェアトレードという言葉を製品パッケージ、スウィングタグ、包装紙、販促物等、すべてのマテリアルに利用する際に適用される。

ブランドとの関係

コットン認証ラベルを製品パッケージに表示する際には、ブランド名や製品名も併せてパッケージの正面に表示させなければならない。ただし、認証ラベルがあたかも製品のブランドマークや会社名と誤って認識されるように表示しないこと。認証ラベルは常にブランドより小さく表示されていなければならない。また認証ラベルは、ブランドのない製品には決して表示しないこと。

必須表示項目

ブランド名、コットン認証ラベル、フェアトレード説明文（URLを含む）は必須表示項目とする。製品名もできる限り表示させること。

コットン認証ラベル、ブランド名、製品名はパッケージ表面に表示しなければならないが、フェアトレード説明文は側面または裏面でもよい。

製品に認証コットン以外の素材が使用されている場合、認証コットンの組成を表示すること。（16ページ参照）

任意表示項目

サブブランド名、製品説明（product descriptor）、および24ページに示すフェアトレード説明文の追加テキストの表示は任意とする。

表示必須項目



コットン認証ラベル

コットン認証ラベルは、製品パッケージ、スウィングタグ、ラベルの表面に表示しなければならない。

任意表示項目



サブブランド名など（任意）

フェアトレード説明文の追加テキスト（任意）

コットン認証ラベル以外の必須表示項目、任意表示項目は、製品パッケージ、タグ等の表面、側面、裏面、いずれの面に表示してもよい。

ブランドとの関係 スウィングタグ（下げ札）

ブランドとの関係に関する規定はスウィングタグ（下げ札）にも適用される。スウィングタグは、製品パッケージのない、衣服、家庭用リネン製品、そのほか小売店及びオンラインショップで販売されるすべての製品につけなければならない。

スウィングタグには、以下のいくつかのフォーマットがある。前項で説明されたフェアトレードに関する表示項目は、以下の組み合わせで配置することができる。

- 01 表面に認証ラベルに関する項目すべてを記載し、裏面にその他製品情報を記載する。
- 02 表面にブランド名と製品名、コットン認証ラベルを表示し、裏面の製品情報の余白にフェアトレード説明文を記載する。
- 03 コットン認証ラベルを表面に表示し、裏面にもフェアトレード説明文とともにコットン認証ラベルを表示する。

ブランド名とコットン認証ラベル、フェアトレード説明文（URLを含む）は表示必須項目である。製品名も記載することを強く推奨する。

アートワークに含まれるフェアトレードの要素、すなわちコットン認証ラベルおよびフェアトレード説明文は、視覚的および空間的に、いかなるブランドロゴ、ブランド表示、その他の種類の表示や表明からも明確に区別されなければならない。

スウィングタグ（下げ札）：衣服、家庭用リネン製品、布ロールなどを含む消費者向け製品を小売店舗またはオンラインショップで販売する際には、スウィングタグをつけないといけない。ただし、製品パッケージにコットン認証ラベルと必須表示項目が表示されている場合を除く。



- 01 コットン認証ラベルとフェアトレード説明文がブランド名のある表面に表示されている

- 02 コットン認証ラベルが表面に、フェアトレード説明文が裏面に表示されている

- 03 コットン認証ラベルが表面に表示されており、裏面にもフェアトレード説明文とともに表示されている

布ロール用の説明文：

布ロールのスウィングタグは、フェアトレード説明文に近接した箇所へ、次のような注意書きを表示しなければならない：

この布から作られた製品にコットン認証ラベルをつけてフェアトレード認証製品として販売することはできません。製造組織が別途製造認証と、ライセンスを取得する必要があります。詳細はフェアトレード・ラベル・ジャパンにお問い合わせ下さい。（fairtrade.net/jp-jp）

製品へのコットン認証ラベル表示【衣服】

縫い付けタグ（ピスネーム）

縫い付けタグ（ピスネーム）

小さなアイテムを除き（注）、製品にブランドの縫い付けタグと並べて、認証ラベルのタグを印刷、または刺繍して縫い付けること。

コットン認証ラベルは、製品のブランドまたはブランドオーナーであるかのような誤解を与えるような表示をしてはならない。コットン認証ラベルタグを製品につける際には、ブランド名を別のタグに表示するか、もしくはブランド名を製品にプリントまたは縫い付けるなどをして、ブランド名を明示しなければならない。

縫い付けタグにスペースがあれば、24ページのフェアトレード説明文またはFLJのURLを記載してもよい。

（注）靴下、下着など、その他通常タグをつけない小さなテキスタイル製品

このガイドラインで明示されている作業服、ユニフォームに適用される“例外”を除き、コットン認証ラベルを製品外側に直接プリントしたり、縫い付けたり、刺繍したりしてはいけない。

スウィングタグ

小売店舗またはオンラインショップで製品を包装せずに販売する場合、スウィングタグもつけて販売しなければならない。詳細は13ページを参照。

B2B販売の場合、スウィングタグは必ずしも必要ないが、コットン認証ラベルとFLJのURLを記載した縫い付けタグを製品の内側に縫い付けること。

また、コットン認証ラベルとフェアトレード説明文はブランドのウェブサイト製品ページ（販売者）とカタログに表示しなければならない。



製品パッケージのない衣類などの表示例：
ブランド名とコットン認証ラベルを表示した下げ札と共に、縫い付けタグを製品に縫い付けること。



ブランド名とコットン認証ラベルが別々のタグに表示され、並んで製品内側に縫い付けられた例



ブランドタグの下にコットン認証ラベルのタグが縫い付けられた例



FLJのURLをコットン認証ラベルのタグに表示してもよい

製品へのコットン認証ラベル表示【カバー、フラットテキスタイル】

縫い付けタグ（ピスネーム）

縫い付けタグ（ピスネーム）

製品パッケージのない、カバーやフラットテキスタイル

タオル、ふきん、手ぬぐい、スカーフなどの製品パッケージのないテキスタイル製品には、ブランドタグと共にコットン認証ラベルのタグを縫い付けること。ただし、タグは製品表面または裏面の一方の端に縫い付けなければならない。

“裏面”のないカバー製品の場合は、製品外側にタグを縫い付けること。

小さなテキスタイル製品や、包装用の袋（プレゼンテーションバッグ）

靴下やハンカチ、下着などそのほか通常縫い付けタグをつけない小さなテキスタイル製品には、コットン認証ラベルの縫い付けタグはつけなくてよい。また、オンラインショップで包装用に使われる袋（プレゼンテーションバッグ）についても、縫い付けタグは不要とする。

スウィングタグ（下げ札）

包装せずに販売される商品には、小売店またはオンラインショップで販売する時点で、ブランド名、コットン認証ラベル、フェアトレード説明文の表示されたスウィングタグをつけること。製品名は必須ではないが表示することを推奨する。13ページを参照

外側ラベルルールの例外

クッション、枕、羽毛布団などの内側がないその他の類似製品のカバーについては、恒久的なラベルを外側に付ける必要がある。ブランド名が記載されたラベルを必ず付けること。

販促用として使用される繊維製品

フェアトレードコットンを使用した製品が販促目的で使用される場合、ラベルを外側に貼付することができる（17ページ参照）。



ブランド名とコットン認証ラベルが別々のタグに表示され、並んで製品外側に縫い付けられる例



ブランドタグの下に縫い付けられたコットン認証ラベルタグの例

製品組成の表示 組成表示ラベル

認証コットン100%からなる製品

認証コットン100%からなる製品の場合、家庭用品品質表示法で定められている繊維の組成表示欄への「国際フェアトレード認証」の表記は任意とする。表示する場合には、以下に注意すること。

「フェアトレード認証コットン」または「フェアトレードコットン」の表記は、日本の繊維リストには含まれていないため、図03のような表示はできない。
図02のように、コットン組成表示「綿 100%」の直下に、「国際フェアトレード認証」と同じフォントで記載することができる。
ただし、コットン認証ラベルのタグが製品に縫い付けられている場合に限る。

混合繊維製品

消費者は製品を選択する時点で、製品がフェアトレード認証コットン100%ではないことに気づかなければならない。したがって、認証コットン以外の繊維を使用している場合、組成表示で全体に対する認証コットンの割合を示す必要がある。

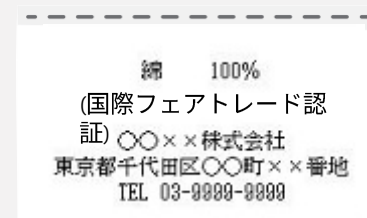
家庭用品品質表示法で定められた繊維の組成表示欄へは、図04に示すように記載すること。

組成表示の例

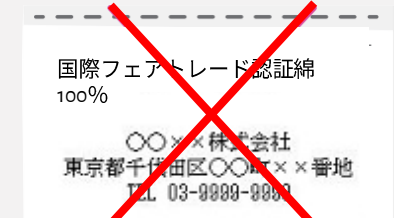
100%認証コットンからなる製品



01 フェアトレードの表示をしない場合



02 「綿 100%」の表記に（国際フェアトレード認証）と表示してもよい。ただし、コットン認証ラベルが同じタグまたは別のタグに表示されている場合に限る。



03 「国際フェアトレード認証綿 100%」又は、「フェアトレード認証綿 100%」という表記はしてはならない。

混合繊維製品



04 混合繊維の場合、組成表示欄に認証コットンの割合を明確に表示すること。



製品への認証ラベル表示

プロモーション目的のテキスタイル製品

プロモーショングッズ

認証コットン製品をフェアトレード、または製品のプロモーション目的で使用する場合は、製品の内側または外側にコットン認証ラベルをタグに印刷または刺繍し織り込んで表示させることができる。プロモーショングッズの例として、バッグ、エプロン、帽子、Tシャツなどが挙げられる。

コットン認証ラベルは、ブランド名が明確に表示された認証コットン100%からなる製品のみ表示してもよい。その際、FLJとの合意がない限り、コットン認証ラベルがブランドオーナーやスポンサーであるかのような誤解を与える表示をしてはならない。

これらの製品のブランドは通常、プロモーション製品の所有組織となる。たとえば、スーパーマーケット、書店、その他の小売店、銀行などの企業、またはNGOなどの団体が該当する。

コットン認証ラベルは、製品内側、または右図に示すように製品外側にフラグのように縫いつけることができる。

コットン認証ラベルは、製品の外側に直接プリントしたり刺繍したり、縫い付けたりすることはできない。

製品組成に関する例外

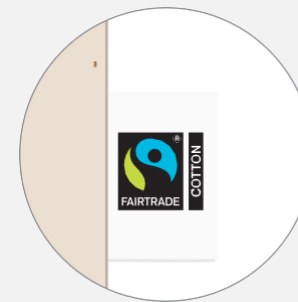
製品組成が認証コットン100%ではない場合、「INCLUDES」の表記と共にコットン認証ラベルを右図のように使用することができる。ただし、事前にFLJに許可を取ること。



コットン認証ラベルのタグの使用例
(100%認証コットンからなる製品)



「INCLUDES」の表記のあるコットン認証ラベルのタグ。プロモーショングッズのみ例外として許可される。



プロモーションを目的としたスローガンを表示させた認証コットン100%のTシャツ。コットン認証ラベルタグをTシャツの脇に縫い付けている。ブランド名は必ずTシャツに表示する。スローガンはどこに表示させてもよい。

注意事項：制服やスタッフの作業着は、プロモーション衣類として該当しない。これらは、書籍、音楽、電子機器など、フェアトレードとは関係のない製品や、小売店でのフェアトレード商品の販売促進を目的として、販売または無償提供されるものである。

製品への認証ラベル表示

プロモーション目的のテキスタイル製品（店舗）

プロモーショングッズ

店舗でのディスプレイ用バッグ、またギフト用バッグとして小売り店舗で使用されるバッグは、コットン認証ラベルのタグを縫い付けなくてもよい。ただし、コットン認証ラベルとフェアトレード説明文が表示されたスウィングタグをつけないといけない。13、20ページの規定を参照のこと。

認証製品が販売されている店舗、カフェ、飲食店等でフェアトレードのプロモーションテキスタイルアイテムを使用する際は、行動を喚起（Call to Action）するメッセージを表示させること。

（表示例）

- ・国際フェアトレード認証製品を選ぼう
- ・〇〇は国際フェアトレード認証を応援しています

バイヤーによる転写印刷を目的としたB2B販売品

販促用アイテム（例：ショッピングバッグなど）が、バイヤーによる転写印刷を目的として無地で販売される場合、バイヤーが第三者組織としてフェアトレードのライセンス機関に対し、コットン認証ラベルの使用承認を申請しなければならない。無地商品を製造、ラベル貼り、販売するライセンシーは、この旨を第三者に通知するとともに、ライセンス機関にバイヤーのリストを提出しなければならない。また、ライセンシーがバイヤーに代わってこの承認を申請してもよい。

プロモーショングッズのメッセージ

プロモーショングッズのデザイン、目的、およびメッセージは、フェアトレードを効果的に見せるため慎重に検討する必要がある。プロモーショングッズに表示する行動喚起メッセージ（Call to Action）は、認証ラベルの表示と共にFLJの承認を得ること。



フェアトレード認証製品のプロモーション用ショッピングバッグ。認証ラベル（コットン認証ラベルではない）をプリントしてもよい。



カフェなどの飲食店、店舗で使用されるプロモーション用のエプロン。

製品へのコットン認証ラベルの表示

作業服、防護服、ユニフォーム

作業服およびユニフォーム

企業、団体、行政機関等のユニフォームや作業服に認証コットンが使用されている場合、製品の内側または外側にコットン認証ラベルのタグを付けることができる。(図A,B)

ただしその場合には、企業、団体、行政機関等の名前やロゴマークが製品の外側に鮮明に印刷されていなければならない。

認証コットン100%ではない製品には、「INCLUDES」のテキストが表示されたタグ(図D)を製品に貼付すること。

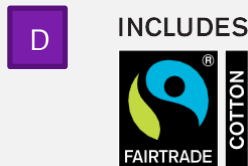
例外：

例外的な取扱いとして、ユニフォーム、ワークウェアには、企業、団体、行政機関の名前又はロゴが製品の外側にプリントされている場合に限り、コットン認証ラベルを製品の外側に直接プリント、刺繍、または縫い付けることができる。(図C)

ただし、共同ブランディングやスポンサー名の表示は許可されていない。

作業服、防護服、ユニフォームのみに適用される製品組成ルール:

全製品のテキスタイル部分に占める認証コットンの割合が**30%以上**であれば、認証製品として承認される。ただし、非認証コットンを使用してはならない。



A：企業ブランド名が製品の外側にプリントされたユニフォームには、コットン認証ラベルのタグを製品内側ネック部分に縫い付けることができる。認証コットン100%でない製品は、「INCLUDES」を表示させる。

B：認証コットン100%の製品には、外側にコットン認証ラベルのタグを付けることができる

C：(例外) 企業、団体、行政機関の名前又はロゴがプリントされている場合に限り、コットン認証ラベルを製品の外側に直接プリント、刺繍、または縫い付けることができる。認証コットン100%ではない製品には、「INCLUDES」コットン認証ラベル(図D)を利用する。

製品パッケージへの適用①

製品パッケージ

消費者が店頭で認証製品であることが識別できるように、製品パッケージ、包装紙などには必ずコットン認証ラベルを表示させなければならない。製品パッケージのない製品には、スウィングタグ（下げ札）をつけること。（13ページを参照）

ブランドとの関係

コットン認証ラベルがブランドよりも目立ってはいけない。詳細は、12ページを参照のこと。

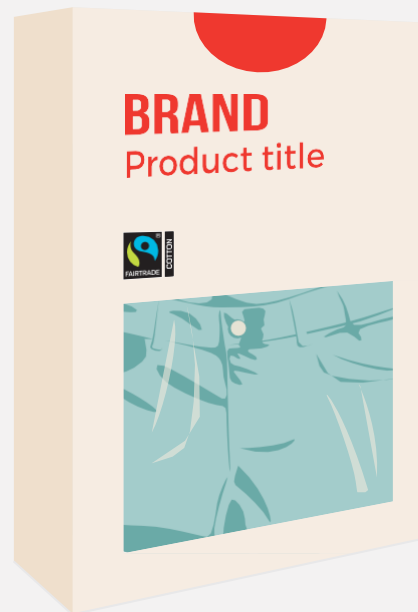
表示必須項目

12ページを参照のこと。

フェアトレード説明文（24ページ参照）は、認証ラベルの横、または裏面、側面のいずれの箇所に表示してもよい。

注：このページには、パッケージに記載されているフェアトレード関連情報のみが表示されている。縫い付けタグや繊維組成ラベル、その他の必須テキストは表示されていない。

プレゼント用の袋は、認証コットンで作られ、中にフェアトレード認証製品が入っている場合にのみに使用できる。スウィングタグ（下げ札）は、袋の中の認証製品、または袋の外側のいずれかに取り付ける必要がある。両方につけてもよい。



例：コットン認証ラベルが表示された箱型パッケージ。フェアトレード説明文は裏面に表示されている。



例：スウィングタグのついたプレゼント用の袋



例：ブランド、認証コットンラベル、フェアトレード説明文がパッケージ表面に表示されている。

靴下、ハンカチ、プレゼント用の袋など、通常内側、もしくは外側に縫い付けタグを付けない製品には、コットン認証ラベルの縫い付けタグは不要である。

製品パッケージへの適用②

混合製品への表示

フェアトレード認証製品のコットン部分は、すべて認証コットンを使用しなければならず、非認証コットンの使用は認められていない。

コットン部分以外の製品の一部に、非認証材料を使用する場合には、認証コットンの占める割合は全体50%以上でなければならない。

様々な材料からなる製品の場合、認証コットンがどこに使用されているのかを、コットン認証ラベルの隣や製品説明部分に明記しなければならない。

(記載例)

- フェアトレード認証コットンでつくられた羽根布団カバー
- 靴の布地にフェアトレード認証コットンを使用
- ジャケットのインナーライニングにフェアトレード認証コットンを使用

混合繊維製品の場合、認証コットンの割合を認証ラベルの隣かフェアトレード説明文とともに記載すること。認証コットン以外の繊維の割合は任意表示とする。

- フェアトレード認証コットンでつくられた布団カバー
(認証コットン60%, [他の繊維名]40%)
- スポーツシューズの布地に認証コットンを使用
(認証コットン70%, [他の繊維名] 30%)
- ジャケットのインナーライニングにフェアトレード認証コットンを使用
(認証コットン50%, [他の繊維名] 50%)



製品パッケージ:

コットン認証ラベルの隣に、認証コットンが使用された部分を明確に記載すること。

例) アウターカバーにフェアトレード認証コットンを使用



スウィングタグ（下げ札）：コットン認証ラベルの隣に、認証コットンが使用された部分を明確に記載すること。



製品パッケージへの適用③

非テキスタイル製品、陳列用パッケージ、出荷用箱

非テキスタイル製品

フェアトレード認証コットンを使用して製造された製品には、繊維製品以外にも、例えばフェイシャルパッド、フェイスマスクのフリース部分、生理用ナプキン、ベビー用おむつなどの製品が含まれる。これらの非テキスタイル製品において、コットンと他の素材や成分が混合されている場合は、コットン認証ラベルの横にフェアトレード認証コットンの使用箇所を明記する必要がある。素材が混合されていない場合は、コットン認証ラベルを単独で使うことができる。ブランド表示およびパッケージに関する規則が適用される（12ページ、20ページ参照）。

店頭陳列用パッケージ（SRP）

フェアトレード認証コットンを使用した製品を店頭で宣伝するために陳列箱が使用される場合、個々の製品に付いたコットン認証ラベルが陳列箱によって隠れてしまうときは、陳列箱にコットンラベルを印刷しなければならない。この種の包装には、フェアトレード認証コットンを使用した製品のみを配置し、かつすでにコットン認証ラベルが付いているものに限る。包装内の製品のうち少なくとも1つにフェアトレード認証コットンラベルが見える場合は、その包装自体にラベルを印刷する必要はない。

出荷用箱

出荷用箱が輸送のみに使用され、店舗での陳列には使用されない場合、コットン認証ラベルを伴わないテキストの使用が認められる。

例：

- ・フェアトレードコットン100%Tシャツ
- ・フェアトレードコットン100%布団カバー付き羽毛布団
- ・レギンス（65%フェアトレード認証コットン、35%[繊維名]）



01

製品に複数の素材を混合している場合は、綿の使用箇所を明記すること



02

フェイスパッドのパッケージにコットン認証ラベルとフェアトレード説明文の表示
フェアトレード説明文は裏面に掲載してもよい。



03

店頭陳列用包装に表示されるコットン認証ラベルは、消費者の視界に入る位置に配置しなければならない。

SRPユニットへのラベルの複数面への使用は任意



04

SRPユニット内に収められた個別の製品包装にコットンラベルが表示されている場合、そのユニット自体にマークを付けるかは任意である。

製品名とフェアトレードの表示

製品名

トレーダー基準にはいくつかの製造に関する項目を定めているが、原料であるシードコットンのみがフェアトレード認証の対象であり完成品全体を対象とはしていない。従って「フェアトレード」を製品タイトルの一部として使用することはできない。
(例：フェアトレードジーンズと製品名につけてはならない)

企業とフェアトレードの表示方法

フェアトレードの範囲を超えることを暗示する表現、コットン認証ラベルまたはフェアトレード基準について消費者に誤解を与える表現、認証ラベルの価値を下げるような可能性がある表現は使用することができない。
また、商品のコピーにフェアトレードや認証コットンと、製品の品質を関連づける記述をしてはならない。

オーガニック

認証コットンがオーガニック（有機）である場合、以下のような表現を用いることができる。

- ✓ フェアトレード＆オーガニックコットン
- ✓ 国際フェアトレード認証・オーガニック認証コットン
- ✓ Fairtrade organic cotton

製品名の例

使用可能な例

- ✓ 国際フェアトレード認証コットン製ジーンズ
- ✓ 国際フェアトレード認証コットンを使用した布団カバー
- ✓ 国際フェアトレード認証コットンをテキスタイル部分に使用したスポーツシューズ

許可されない例

- ✗ 国際フェアトレード認証ジーンズ
- ✗ フェアトレード認証取得テキスタイル
- ✗ フェアトレードタオル

企業・団体とフェアトレードの表示方法

使用可能な例

- ✓ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証コットンを用いた製品の取扱いをしています。
- ✓ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証コットン製品の製造をしています。
- ✓ 株式会社●●で取り扱うすべてのTシャツは国際フェアトレード認証コットンを使用しています。

許可されない表示例

- ✗ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証を取得しています。
- ✗ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証を受けています。
- ✗ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証製造組織です。

フェアトレード説明文 製品と販促プロモーション

フェアトレード説明文

フェアトレード説明文は、製品に使用される認証コットンについて記載している。URLを含めたフェアトレード説明文は、製品パッケージおよび一部のプロモーション用途においてに必ず表示しなければならない。
必須表示のフェアトレード説明文は、パッケージまたは表示シールに少なくとも1つの言語で印刷されなければならない。任意説明文は、パッケージ上およびパッケージ外で使うことができる。
フェアトレード説明文は独立した要素であり、組成表示に代わるものではなく、それらと混同してはならない。

フェアトレード説明文のいずれも、ブランド、企業、または製品に関する表示（製品の品質に関する表示を含む）から、視覚的および空間的に常に明確に区別されなければならない。

注：欧州連合（EU）では、表示は製品が販売される加盟国の公用語で行わなければならない（各国の法令で別段の定めがある場合を除く）。関連する法令は他の地域にも適用される。

フェアトレードのURL

フェアトレードのウェブサイトURLは、消費者にフェアトレードについて追加情報を提供するために表示させること。フェアトレード説明文の一部であり省略することはできない。
日本で販売される製品には、FLJのウェブサイト(fairtrade.net/jp-jp)を表示し、海外で販売する場合はFairtrade International (info.fairtrade.net/sourcing)のURLを表示すること。

フェアトレード説明文への追記

ここで記載されたフェアトレード説明文を基に事業者が、発展した記述を考えてもよい。ただし、フェアトレード説明文は認証コットンのみを参照し、製品、事業者に関する内容と関連付けてはならない。使用する前に、FLJに必ず記載事項の許可をとること。

フェアトレード説明文

通常版

製品に使用されている全てのコットンは、フェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証コットンです。詳細はこちら：fairtrade.net/jp-jp

略式版（スペースが限られている場合や、複数言語表示の場合）

全てのコットンは国際フェアトレード(Fairtrade)認証品です。詳細は fairtrade.net/jp-jp

例外

スペースが最小限であり、上記短いバージョンでさえ表示できない場合は、Fairtrade URLのみを単独で表示することもできる。
詳細は fairtrade.net/jp-jp

Fairtrade URL はコットン認証ラベルのタグにも表示してよい。

任意説明文

以下の任意表示は、パッケージ上およびパッケージ以外の販促媒体で使われる。これらは記載のとおり使用する必要がある。

フェアトレードのURLは必須説明文に含まれているため、任意説明文に重複して記載する必要はない。ただし、パッケージ以外の媒体で使われ、参照先URLがない場合は必要である。

オプションとして、パッケージAとパッケージBの2つのプランが用意されている。後者は、EmpCoの文脈において環境面に関する主張に高いリスクがあるため、慎重に利用する必要がある。

したがって（EmpCo適用国で販売される場合は）第一の選択肢としては避けるべきである。パッケージBの表現はリスクが高いとみなされるため、リスクを考慮の上で使用する。

各パッケージには、以下の4つの異なるトピックが含まれる：

サステナビリティ一般

基準の遵守と認証

企業またはブランドの取り組み

フェアトレード生産者

必須表示と同様に、これらは法的助言ではなく、フェアトレードに関連するサステナビリティ表示に関する指針に過ぎない。これらの任意の説明文は、製品の国際フェアトレード基準への適合とは関係のない表現を、ライセンサーがパッケージ上に引き続き表示できるようにすることを目的としているが、規制要件には従う必要がある。

製品が販売される地域の管轄区域において、製品の包装が適用されるすべての法令に準拠していることを確認するのは、ライセンサーの責任である。

ライセンサーは、適用される各国の法令を遵守する最終的な責任を負う。

フェアトレードの職員は、フェアトレードに関連しないライセンサー自身のサステナビリティに関する主張（ブランド、企業、法人、製品所有者、または認証トレーダーによるもの）の審査には関与しない。

フェアトレード説明文 製品と販促プロモーション

*[]内のテキストは、名称または情報に置き換えること。
*英語の(Fairtrade)の文字は、認証であることを示すため、文章中に必ず一か所以上に入れること。
*価格に関する説明は最低価格の設定のある製品のみについて言うことができる。

任意説明文- パッケージA

パッケージ上およびパッケージ外での使用

サステナビリティ一般

長文版：国際フェアトレード認証ラベル(FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、国際フェアトレード基準を通じて、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

短文版：国際フェアトレード認証ラベル(FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

基準の遵守と認証

長文版：この「原材料」は、適正な価格と労働条件の改善などを定めた国際フェアトレード基準(Fairtrade Standards)を満たした認証[農園/農場]で生産されています。

短文版：フェアトレード(Fairtrade)は、適正な価格と労働条件の改善を通じて、農家と労働者を支えています。

企業またはブランドの取り組み

長文版：[企業名]の国際フェアトレード認証[製品名]を選ぶことで、[企業名]のフェアトレード(Fairtrade)の取り組みを支持することができます。フェアトレードを選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

短文版：フェアトレード(Fairtrade)を選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

フェアトレード生産者

長文版：フェアトレード(Fairtrade)の条件で取引される「原材料」が増えることで、生産者の組織強化、公正な取引、労働条件の改善につながります。

短文版：フェアトレード(Fairtrade)は生産者と連携し、より公正な取引と労働条件を促進します。

任意説明文- パッケージB

EmpCoの文脈では、環境面に関する主張はリスクが高いため、パッケージBの使用には十分注意すること。

パッケージ上およびパッケージ以外での使用

サステナビリティ一般

長文版：国際フェアトレード認証ラベル(FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、国際フェアトレード基準を通じて、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

短文版：国際フェアトレード認証ラベル(FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

追加版：国際フェアトレード認証ラベル(FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、認証品の生産地における社会・経済・環境の状況改善に取り組んでいることを示しています。

基準の遵守と認証

長文版：この「原材料」は、適正な価格と労働条件の改善などを定めた国際フェアトレード基準(FAIRTRADE Standards)を満たした認証[農園/農場]で生産されています。

短文版：フェアトレード(Fairtrade)は、適正な価格と労働条件の改善を通じて、農家と労働者を支えています。

追加版：フェアトレード(Fairtrade)は、経済・社会的開発、環境の持続可能性に関わる基準を設定しています。

企業またはブランドの取り組み

長文版：[企業名]の国際フェアトレード認証[製品名]を選ぶことで、[企業名]のフェアトレード(Fairtrade)の取り組みを支持することができます。フェアトレードを選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

短文版：フェアトレード(Fairtrade)を選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

フェアトレード生産者

長文版：フェアトレード(Fairtrade)の条件での取引が増えることで、生産者の組織強化、公正な取引、労働条件の改善、環境保全につながります。

短文版：フェアトレード(Fairtrade)は生産者と連携し、より良い社会・環境の実現に向けた取り組みを促進します。

申請前のチェックリスト

認証ラベルの申請

認証ラベルを使用する際は、印刷・掲載前にFLJにデザインを提出し承認を得なければならない。

FLJに提出する前に、左のチェックリストを使って本規定に従って製品パッケージや販促物が作成されているかを確認すること。承認までに要する時間を短縮できる。

本ガイドラインの適用

本ガイドラインは、ほとんどの種類の包装、ラベル、販促資料に適用されるが、すべてを網羅しているわけではない。

これらの点について明確化が必要な場合や、さらにアドバイスが必要な場合は、本ガイドラインの最終ページに記載されている連絡先情報を参照し、問い合わせること。

- 製品パッケージや下げ札には、ブランド名、認証ラベル、フェアトレード説明文（URL）が表示されていますか。認証ラベルはブランド名より目立って表示されていませんか。⇒12、13、20ページ
- 認証ラベルはカラー版を使用していますか。⇒6ページ
- 認証ラベルの周囲には1/2X以上(最低1/4X以上)の排除区域が確保されていますか。⇒5ページ
- 認証ラベルのサイズは他の要素とバランスが取れた正しいサイズであり、識別可能ですか。また、認証ラベルは一切改変されていませんか。⇒5、9ページ
- 認証ラベルは、完成品に含まれる認証コットンのみを示すものであり、製品全体を示すものではありません。製品名や説明文に完成品や企業または組織を指す内容は含まれていませんか。⇒23ページ
- フェアトレード説明文は、ブランドおよび製品の説明と明確に区分し、製品パッケージやオンラインショップのページ、販促物、オンラインカタログ等に記載されていますか。小売店での店頭表示（POS）での使用も推奨されています。⇒24ページ
- プロモーション用の認証製品の場合、認証ラベルの近くに「フェアトレード認証コットン使用」「Made with Fairtrade Cotton」と記載されていますか。⇒28ページ
- アートワークの承認は、CONNECTシステムへアップロード申請または国内のフェアトレード機関へ連絡して承認を受けていますか。
- 製品パッケージのない製品の場合、ブランドや認証ラベルが表示された下げ札や縫い付けタグ（※小さな製品を除く）による表示がつけられていますか。⇒12、13ページ
- 製品のブランドが製品の外側に表示されていますか。ブランド表示のない製品には、認証ラベルの縫い付けタグを単独で使用することはできません。⇒12~16ページ
- フェアトレードシャツ、フェアトレードタオル、といった製品名は禁止されています。「フェアトレード」という言葉を使用する際には、必ず「フェアトレードコットン〇〇〇」として下さい。⇒23ページ
- 認証コットン以外の原料が使用された混合組成の場合、認証コットンがどこに使用されているか、また、認証コットンの組成割合は明確に表示されていますか。⇒16、21ページ

パート3

販売促進マテリアル

このセクションでは、フェアトレード認証コットンを使用した完成品・ライセンス製品の販促にコットン認証ラベルを使用する場合の適用について説明する。

ブランドとの関係 一般

販売促進マテリアル

企業（団体）やブランドは、店舗、オンラインストア、または印刷されたカタログなどで、認証製品の販売促進を目的として、認証ラベルを使用することができる。

コミュニケーション ガイドライン

いかなるコミュニケーションも、製品に使用されている認証コットンにコミュニケーションの焦点を当てなければならない。

会社、ブランド、製品レンジ、製品自身、または製品が認証コットン100%でない場合その他の組成繊維と関連付けて、認証ラベルを表示してはならない。

表示必須項目

販売促進マテリアルにコットン認証ラベルを使用する際には、必ずブランドまたは会社名、製品名が記載されていなければならない。

また、コットン認証ラベルの近くに「Made with Fairtrade Cotton」、「国際フェアトレード認証コットンを使用しています」等の認証コットンに関する記載をしなければならない。
混合繊維の場合は、認証コットンがどこに使用されているのかも明記すること。

Note:製品用のフェアトレード説明文（24ページ）の記載は任意であり、URLのみ記載してもよい。フェアトレード説明文（プロモーション用）は32ページを参照のこと。

FSIコットンとの関係性

フェアトレード原料調達（FSI）モデルも導入している企業の小売製品については、FSIコットンラベルはFAIRTRADEコットンラベル製品とは明確に区別し、その旨を明示しなければならない。詳細については、ライセンス発行機関（NFOまたはフェアトレード・インターナショナル）に問い合わせること。

コットン認証ラベル



BRAND
Product title



新発売！
国際フェアトレード
認証コットンを使用



Made with Fairtrade Cotton
All of the cotton is Fairtrade certified,
traded, audited and sourced from
Fairtrade producers.
Visit info.fairtrade.net/sourcing

会社名又はブランド名

製品名

ヘッドライン

プロモーション
ステートメント

フェアトレード説明文とURL（任意）

販売店(POS)販促物の例（ストアバナー）

販売促進マテリアル

店舗広告 (POS)

設置位置

店舗で使用される販売促進マテリアルは、認証製品の近くに配置されることが望ましい。
通路や展示ウィンドウなど製品から離れて表示する場合には、消費者が対象となる認証製品を容易に認識でき、売り場が分かるように表示のしなければならない。

ブランドストアでの販売促進マテリアル

ブランドストアにおいては販売促進マテリアルにブランド名を表示させる必要はない（右図上）。ただし、すべての製品が認証製品であるかのような表示をしてはならない。

コンセッション店舗におけるPOS

デパートやモールなどのコンセッション（テナント）エリア内に販売促進マテリアルを設置することができる。企業またはブランド所有者は、販促物はコットン認証ラベルが付いた製品や商品ラインまたはコレクションの近くの適切な場所に設置されるようにしなければならない。コンセッション店舗の販促物には、ブランド名を記載する必要がある。販促用キャッチコピーは、32ページを参照すること。



会社やブランドストアの販促物（ブランド名は不要）



コンセッションストアの販促物（ブランド名が必要）

販売促進マテリアル

デジタル表示、オンラインショップ、動画

オンラインでの販促表示

表示必須項目

フェアトレード説明文は、コットン認証ラベルの隣に表示すること。fairtrade.net/jp-jp へのリンクを認証ラベルの横に表示するか、URLのテキストを表示させること。なお、海外へ販売する際には info.fairtrade.net を表示させる。

ウェブページやオンラインショップにおいて、認証製品と共に非認証製品も販売している場合には、必ず認証製品の近くにコットン認証ラベルを表示させ、行動喚起文および関連ページへのリンクを追加しなければならない。ページの構造上これが不可能な場合は、コットン認証ラベルは該当する商品ページにのみ表示すること。

認証ラベルの固定表示

コットン認証ラベルのバナーを、フッター又はサイドの固定バーに表示させてもよい。ただし、実際よりも多くの認証製品を取り扱っていることを示唆するような表示、コットン認証ラベルが会社またはブランド自身を認証しているような印象を与える表示をしてはならない。

動画

動画広告（例えば、テレビ、映画、スクリーンアニメーション）では、フェアトレードと製品の関係が明確であれば、「国際フェアトレード認証コットン製 (Made with Fairtrade Cotton)」と記載したストラップラインは表示させなくてもよい。ただし、「国際フェアトレード認証コットン製」を表示することを推奨する。ストーリーボード作成段階でFLJにドラフトを提出すること。



行動を喚起する表示（A call to action）やフェアトレード説明文は、認証ラベルの隣に表示させること

A call to actionの例：

- ・フェアトレード認証コットンを使用した製品を取り扱っております
- ・フェアトレード認証コットンを使った製品はこちら
- ・フェアトレード認証コットン製品をぜひお試しください

禁止事項

製品の広告主がフェアトレード・インターナショナルまたはFJであるかのような印象を与えることを避けるため、コットン認証ラベルをページ右下に配置してはならない。

販売促進マテリアル マーケティング コミュニケーション

企業（団体）またはブランドは、認証製品を宣伝するため、広告、雑誌、ソーシャルメディア、宣伝用Eメール、カタログなどで、認証ラベルを使用することができる。

ただし、レターヘッド、名刺、電子メールの署名などコーポレートアイデンティティを示す一部として、認証ラベルを表示することは許可されていない。

コミュニケーション ガイドラン

認証ラベルを用いて会社、ブランド、製品レンジまたは製品自身についてのコミュニケーションをしてはならず、認証製品の認証コトンに関連していなければならない。

また、フェアトレードの効果と生産者ストーリー（事例）についてのコミュニケーションは、証明できるものでなくてはならない。

表示必須項目と推奨項目

URLを含めたフェアトレード説明文（24ページの製品用または32ページのプロモーション用）は、デジタル、紙媒体のいずれでもあっても必ず表示させること。フェアトレード説明文の追加テキストを、表示させてもよい。

パッケージおよび販促物への製品名称、企業や製品説明文の掲載については23ページを参照すること。

法人の発行物

企業が年次報告書、プレスリリース、CSR報告書にコットン認証ラベルを表示させる場合は、コットン認証ラベルとフェアトレード説明文とを隣接して表示させなければならない。例外として、フェアトレード説明文のURLは任意表示とする。



企業名またはブランド

カンパニーヘッドライン

製品以外の消費者向けコミュニケーションの例：
ブランド広告

コットン認証
ラベル

フェアトレード説明
文（URLを含む）

販売促進マテリアル プロモーション用フェアトレード説明文

必須情報

認証コットンのみが国際フェアトレード基準に従って認証されているため、すべての認証製品のプロモーションマテリアルには、この事実を明確に表記する必要があります。

この意味で、製品が「フェアトレード認証工場」または「フェアトレードサプライチェーン」で製造されている、という主張はしてならない。

また、フェアトレードおよびフェアトレード認証コットンに関する説明文は、他の調達または倫理的スキームに関するメッセージと混同してはならない。

コットン認証ラベルおよびそれに関連するフェアトレードのメッセージは、他の認証ラベルおよび主張から明確に区別されなければならない。

認証コットンの調達計画、認証製品を増やすなどの公表については、認証ラベルを表示せずテキストのみで表明すること。製品名については23ページ参照

フェアトレード説明文（必須）

認証製品が認証コットン100%で作られているプロモーショングッズには、以下の説明文をコットン認証ラベルの近くに表示させること。

Made with Fairtrade Cotton
国際フェアトレード(Fairtrade)認証コットン使用

製品が混合繊維で作られている場合、以下の説明文をコットン認証ラベルの近くに表示させること。

The cotton in the multi-blend is Fairtrade certified
この綿混製品のコットンは、国際フェアトレード(Fairtrade)認証コットンです。

100%認証コットンの製品と、綿混製品を1つの販促物で紹介する場合、「**国際フェアトレード(Fairtrade)認証コットンを使用***」という表記とアスタリスクによる注釈を使用することができ、以下の注釈による免責事項を記載する必要があります：

*** 綿100%製品および綿混製品に使用されているコットンは全て国際フェアトレード認証コットンです。**

追加の説明文（任意）

追加の説明文に関しては、24,25ページも参照のこと。

販売促進を目的で使用されるフェアトレードに関するすべての記載事項は、問合せがあった際に検証可能でなければならない。プロモーションをする際には、製品に含まれる認証コットンの組成にも注意を払う必要がある。

調達に関する説明文

[企業/ブランド名]の[製品シリーズ]に使用されているコットンは、国際フェアトレード(Fairtrade)認証コットンです。

[企業/ブランド名]は、[製品シリーズ]に使用しているコットンを、[国名]のフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達しています。

フェアトレード価格とプレミアムに関する記載

具体的な検証データがない限り、特定の国のフェアトレード生産者への利益について掲載することはできない。以下のような記述は、証拠となるデータある場合に限り許可される。

[国名]のフェアトレード(Fairtrade)認証コットン生産者は、フェアトレード・プレミアムにより学校を建設しました。

独自の説明文

フェアトレードまたはフェアトレード認証コットンに関する説明を印刷または公表する前に、必ず管轄のライセンス機関の承認を得ること。

パート 4 付録

このセクションでは、アートワークの承認、ライセンシーの責任、商標の保護、フェアトレード用語の使用と用語集、クレジットと連絡先の詳細について記す。

必須情報

アートワークの承認

アートワークの承認

フェアトレード・インターナショナル(FI)は、各国フェアトレード機関（NFO）に対して国際フェアトレード認証ラベルの使用権をライセンスしている。これにより、NFOは自国または地域内のライセンシーに対し、フェアトレード認証製品およびプロモーションに使用するための同ラベルの使用許諾を発行することが可能となる。本ガイドラインに沿って作成されたパッケージは、他国への越境販売において全ての販売先市場で受け入れられることとなる。

申請と承認

全てのアートワークは、印刷または公開前に、NFOまたはFIのアートワークチームにより明記された承認を得なければならない。ほとんどの市場では、アートワークの承認に統一されたフェアトレードのオンラインシステムCONNECTを使用している。その他のパッケージ・アートワークの申請は、該当するNFOまたはFMO、あるいは license@fairtrade.net へ申請されなければならない。

アートワークの申請書類に不備がある場合、承認が遅れることがあるので注意すること。アートワークが本ガイドラインに準拠していることを事前に確認すること。

これらのガイドラインの最新版は[このページ](#)で確認できる。

プロセスおよび時間

NFOまたはFIのアートワークチームは、本ガイドラインに定められた要件を満たすアートワーク提出物の承認に最大限努める。アートワーク制作の正確性への配慮は、承認プロセスをより円滑にすることができる。

チームは迅速な対応に努め、初回アートワーク受領後1週間以内の回答を目標とし、変更対応を考慮して初回提出から3週間以内に承認プロセスを完了させる。この対応速度は、アートワークが本ガイドラインに完全に準拠し、原料が認証済みである場合に限る。アートワーク承認プロセスに十分な時間を確保することが望ましい。

ライセンシーの責任

ライセンシーは、アートワークが以下に準拠していることを確認する責任を持つ：

1. 本ガイドライン
2. 国際フェアトレード基準
3. ライセンス契約書の「製品計画」に記載されている国際フェアトレード認証製品
4. 製品申請は、アートワーク提出前またはアートワークと同時に提出すること

なお、アートワークは、販売先の市場における表示関連規制に準拠しなければならない。該当地域において適用されるすべての法令に適合していることを確認する責任はライセンシーにある。

製品が販売される地域において適用されるすべての法令に、製品パッケージが適合していることを確認する責任はライセンシーにある。ライセンシーは各国の法令遵守に最終的な責任を負う。

本規定は法的助言ではなく、フェアトレードに関連するサステナビリティ表示に関するガイダンスであることに留意すること。今回の改正は、ライセンシーが、製品がフェアトレード・インターナショナルの基準および規制要件に準拠していることをパッケージ上に引き続き表示できるようにすることを目的としている。

フェアトレード説明文について

パッケージ上およびパッケージ以外の媒体におけるフェアトレード関連の表示は、真実かつ透明性があり、誤解を招くものであってはならず、裏付けがあり立証可能なものでなければならない。

ライセンシーは、認証ラベルおよびフェアトレード・システムに関連する表示を裏付ける証拠の提供を求められる場合がある。FIおよびNFOは、表示が立証、修正、または撤回されるまで認証ラベルの使用を拒否する権利を行使する。

ライセンシーは、認証ラベルを表示する製品、包装、または販促資料を公表、印刷、または公に配布する前に、製品とアートワークの両方が承認されていることを確認しなければならない。

ライセンシーはまた、アートワークを作成するデザイン事務所、小売業者、その他の事業者を含む第三者が、これらのガイドラインを遵守していることを確認しなければならない。

移行期間

改訂フェアトレード説明文およびガイドラインは直ちに発効され、すべてのフェアトレード・メンバーおよびライセンシーはこれを遵守しなければならない。

新規のライセンシーは直ちに本改訂ガイドラインが適用される。改訂フェアトレード説明文およびガイドライン発行前にライセンスを取得していた既存ライセンシーは、以降に作成するすべての新規デザインにおいて、これらを更新・適用する必要がある。パッケージが規制の遵守対象となる場合、本ガイドラインで求められる変更は、**関連する法律が施行されるまでに実施**されなければならない。

EUの「グリーン移行のための消費者エンパワーメント指令」の法的拘束力のある期限に合わせるため、施行日を**2026年9月27日**とし、追加の移行期間は設けられない。

法的拘束力のないガイドラインの更新に関する移行期間については、各ライセンス機関に問い合わせること。

必須情報 免責事項

免責事項

フェアトレード・インターナショナルは、国際フェアトレード基準を満たした製品に国際フェアトレード認証コットンラベル（以下「コットン認証ラベル」という）を使用することを企業に許可する。

認証ラベルを適用する権利は、ライセンス契約に記載されている認証製品に対してのみ付与されるものであり、その製品を販売する企業や団体について何ら表明するものではない。

フェアトレード・インターナショナルまたは各国フェアトレード機関による認証ラベルの使用許諾は、事業者がライセンス契約書に記載の要件を遵守し、署名することを条件とする。
承認された認証ラベルの使用は、ライセンス契約において指定された認証製品以外の製品には適用されない。

ライセンシーの責任

ライセンシーは、パッケージおよび販促資料において、認証ラベルおよび「FAIRTRADE」の文字が常に正しく使用されることを保証する責任を負う。

フェアトレード・インターナショナルまたはNFOは販売者ではなく、パッケージ上または製品に関連するその他の主張について一切の責任を負わず、ライセンシーまたは販売者が販売する製品に関して、明示的または黙示的（商品性の黙示的保証を含むがこれに限定されない）いかなる保証も行わない。

製品に表示または添付される名称を有するライセンシーまたは販売者は、当該製品の表示、包装およびその他の情報について単独で責任を負う。包装および表示が関連するすべての表示関連法規および基準に準拠していること、ならびにフェアトレード認証およびフェアトレード・プレミアムに関するすべての主張および記述が正確であり、印刷時点で最新であり、必要に応じて裏付けが可能であることを確保することは、ライセンシーまたは販売者の責任である。

認証とは、認証時点において、製品、その組成及び包装が、ライセンス契約及び国際フェアトレード基準に規定された要件及び手順に適合していたことをのみを意味する。

B2B販売

完成品であれ生地であれ、製品を卸売りでBtoB販売を行うライセンシーは、それらの製品をフェアトレードのサプライチェーン以外、例えばフェアトレードの認証やライセンスを受けていないバイヤーなどに販売した場合、そのサプライチェーンの最終段階を構成することになる。

ライセンスを取得した企業は、コットン認証ラベルを使用してラベル、タグ、またはパッケージが施された完成品について責任を負わなければならない。つまり、販売者またはその顧客は、当該商品にコットン認証ラベルを記載した恒久的なラベル、スイングタグ、またはいかなる形態のパッケージを使用するためには、フェアトレードのライセンス機関と完成品に関するライセンス契約を締結している必要がある。販売者がライセンスを取得している場合、顧客に代わって、プライベートブランドとして、あるいは三者間契約に基づいてこれを行うことが許可される。

生地（ファブリック）に関しては、そのような生地から再販用に製造された製品は、完成品を製造する企業がライセンシーとならずにフェアトレード認証として宣伝したり、コットン認証ラベルを使用したりすることはできない。

必須情報

認証ラベルの保護

認証ラベルの保護

国際フェアトレード認証コットンラベル(The FAIRTRADE Cotton Mark)は、フェアトレード・インターナショナル(FI)の独占的所有物である。

フェアトレード機関は、市場におけるパッケージや販促物への認証ラベルの使用を積極的に監視し、その完全性を守るために適切な措置を講ずる。

ライセンシーは、不正使用の疑いが確認された場合、フェアトレード・インターナショナルまたは各国フェアトレード機関に通知することが奨励される。

不正使用

登録ライセンシーによる認証ラベルの不正使用があった場合、苦情および不正使用はフェアトレードの苦情処理手続きを経て処理され、最低限以下の手続きが実施される：

- 不正使用の報告は、苦情または不正使用に関する適切な登録に記録される。
- 認証ラベルを不正使用した企業または団体に書面および/または電話で連絡し、苦情を調査する。
- 適切な場合、期限内に是正措置が要求される。その期限は、違反が現れた媒体、違反または不正使用の重大性に依存する。
- 不正使用が是正されたことを確認するためのフォローアップが実施される。

ライセンシーが必要な措置を講じなかった場合、ライセンスの一時停止または終了、または法的措置が取られる場合がある。

第三者によって認証ラベルが悪用された場合、その侵害は苦情処理手続きを通じて処理され、当該組織に通知される。その場合、その製品/サービスの販売または販売促進用資料の配布、またはそのウェブサイトからの掲載を直ちに中止する必要がある。

フェアトレード・インターナショナルは、いかなる形式においても、事前の許可なく国際フェアトレード認証ラベルを複製、模倣、または関連付ける行為を行った者に対し、法的措置を講じる権利を留保する

著作権

国際フェアトレード認証コットンラベル使用ガイドラインに含まれるすべての情報、イラスト、グラフィックの著作権はフェアトレード・インターナショナルに帰属する。本ガイドラインの内容の全てまたは一部の複製は、フェアトレード・インターナショナルのブランド責任者またはブランド・インテグリティ・マネージャーの書面による許可を得た場合にのみ許可される。

必須情報 用語集

認証契約: FLOCERT(またはFLJ)と国際フェアトレード認証原料の取引条件および国際フェアトレード基準への遵守を規定した、事業者との間で締結される契約

複合原料製品: フェアトレード・トレーダー基準または規定に準拠した複合材料製品。コットンに関しては、製品の一部にコットン以外の原料を含む場合がある。例：布団羽毛の詰め物など。

クロスボーダーセールス(CBS): 越境販売。複数の国際市場に製品を販売すること。

Fairtrade International(FI): フェアトレード・インターナショナル。消費国のNFOと生産国の生産者ネットワークからなる国際組織。特に国際フェアトレード基準の設定と国際フェアトレード戦略の策定を行う。国際フェアトレード認証コットンラベルの商標所有者。

FAIRTRADE Cotton Mark: 国際フェアトレード認証コットンラベル。フェアトレード・インターナショナル(FI)が定める国際フェアトレード基準を満たした製品に使用される。FIの登録商標であり、独立した製品認証ラベルである。

Fairtrade Marketing Organization(FMO): フェアトレード・マーケティング機関。ライセンス業務を持たないフェアトレード機関で、自国でのフェアトレード推進に責任を持つ。

フェアトレード原料調達コットン: フェアトレード原料調達制度(FSI)に基づいて調達されたコットンで、独自のFSIラベルが付けられる。2018年6月に導入されたこの制度において、企業やブランドは、製品群または事業全体において、特定のフェアトレード原料を調達する必要がある。

FSIの下では、製品群、製品ライン、カテゴリー、または事業全体で使用されるコットンは、全てフェアトレード条件に基づいて調達されなければならないが、必ずしも物理的に追跡可能である必要はない。調達されたフェアトレード認証コットン(インプット)と同等の量が、マスバランス方式により、FSIラベルが付いた製品または製品群(アウトプット)に使用されている。

フェアトレード説明文: 国際フェアトレード認証コットンラベルとともに使用される説明文で、製品におけるラベルの意味を簡潔に表示するもの。

原材料または組成: ライセンシーが販売する完成製品に含まれる全ての原材料および組成。

完成品または最終製品: フェアトレード認証コットンを使用した原材料または生地から製造された製品(衣類、家庭用リネン、作業服、コットンパッドなど)

ライセンス契約: NFOまたはFIとライセンシーの間の契約であり、消費者向け製品に国際フェアトレード認証コットンラベルを使用するための条件を定める。

ライセンス製品: ブランドまたは企業がフェアトレード機関と締結しているライセンス契約に含まれる、フェアトレード認証コットンを使用して製造された認証済みの完成品。

ライセンシー: 国際フェアトレード認証ライセンス契約を締結し、コットン認証ラベルを対象製品に使用することを許諾された事業者。

ライセンス機関: その国または地域で国際フェアトレード認証コットンラベルのサブライセンスを貸与する組織。フェアトレード・システムにおいては、各国フェアトレード機関(NFO)がこれにあたる。フェアトレード・インターナショナルは、NFOが存在しない国において、国際フェアトレード認証ラベルをサブライセンスするライセンス機関である。

マスバランス: FSI制度に基づくフェアトレード認証コットンに適用されるトレーサビリティの種類。フェアトレードとして販売されるアウトプットの量が、フェアトレードとして調達されるインプットの量と等しくなければならない。この制度にはFSIラベルが使用され、その使用に関するガイドラインは本書とは異なる(詳細についてはライセンス機関に問い合わせること)。フェアトレードでは、フェアトレード認証ゴールド調達プログラム(FGSP)の下で取引される金およびカカオ、砂糖、フルーツジュース、紅茶についてもマスバランスが認められている。

任意: ガイドラインに記載されたこれらの指示に従うことは任意である。

混合繊維(マルチブレンド): 2種類以上の繊維を混合したもの。ブレンドに含まれる綿は100%フェアトレード認証を受けていなければならない。つまり、混合繊維製品における綿の割合が100%未満の場合、綿のすべてがフェアトレード認証を受けていなければならない。

必須: ガイドラインに示されたこれらの指示には必ず従う必要がある。

National Fairtrade Organization (NFO): 各国フェアトレード機関。その国または地域でライセンシング、マーケティング、ビジネス開発、啓発活動を行う。NFOは、その地域におけるライセンシーや第三者に対して、国際フェアトレード認証ラベルをサブライセンスする権利を有する。

NFOリファレンスコード: 一部のNFOが各ライセンシーに付与するフェアトレード参照コード。

オーガニック: 認定された組織または団体のオーガニック基準を満たすことが認証されたもの。

必須情報 用語集

オペレーター: フェアトレード認証を受けた生産者およびフェアトレード認証製品や原料のトレーダー。

任意説明文: フェアトレード認証およびフェアトレード認証コットンに関する追加情報

家庭外商品(OOH): 家庭以外の場所で消費される飲食物

パッケージ: 梱包。通常、製品の一部として使用されるあらゆる材料からなり、容器、包装紙、ラベル、吊り下げタグ、輸送用梱包を含む、国際フェアトレード認証コットンラベルが表示される対象物。

物理的トレーサビリティ: このガイドラインで参照されている、国際フェアトレード認証コットンラベルが付けられる製品に使用されるコットンに義務付けられている事項。これは、サプライチェーンのすべての段階でフェアトレード認証コットンが非認証コットンと物理的に分離され、その認証コットンがラベルの付けられた製品に物理的に含まれていることを意味する。

製品説明: 製品を特徴づける用語または製品の特長を説明する文章。例：オーガニック、クール

製品/製品計画: ライセンス契約に記述されているライセンスの製品情報のいずれか、または全て。

製品名: 製品の種類。例：靴下、キッズTシャツ、レディースヨガパンツ、など

複合素材製品: 綿などの繊維素材と、羽毛、金属、ゴム、皮革などの非繊維素材を用いて作られた製品。

販売店(POS): 消費者が商品を購入できるよう商品が陳列される物理的店舗またはオンライン上の店舗

すべき: ガイドラインに記載されているこれらの指示に従うことを強く推奨されること。

ウェブバッジ: ウェブサイト上で宣伝目的で使用される小さな画像。

アートワーク用語

アートワーク: 通常はPDF形式の電子ファイルで、2次元の画像として、完全な寸法、カッター線、シール線、折り目線のガイドラインが付いたもの。

CMYK: 4色印刷プロセス

EPS/Illustrator EPS: フェアトレードが提供するFAIRTRADE認証ラベルのベクターファイル。

Pantone Matching System®: PMS、印刷業界が特定の色を分類するために使用する国際的なシステム。

PDF: Portable Document Format（ポータブル・ドキュメント・フォーマット）。アートワークの提出に適したデータ形式。

フェアトレード用語

国際フェアトレード認証制度および国際フェアトレード認証ラベルに言及または関連する文章および画像は全て正確であることが求められる。

次の用語は常に以下のように明記される：

FAIRTRADE Cotton Mark: 国際フェアトレード認証コットンラベル。FAIRTRADEは大文字、コットンのC、マークのMは大文字。

国際フェアトレード認証制度に関する

「Fairtrade」：国際フェアトレード認証。大文字のFがつく1語（2語ではない）

※日本語で「フェアトレード」と記載する際に、国際フェアトレード認証制度を示す場合には、「フェアトレード(Fairtrade)」と括弧書きで大文字のFがつく1語のFairtradeを併記する。

Fairtrade Standards: 国際フェアトレード基準。Fairtradeの頭文字Fは大文字、Standardの頭文字Sは大文字。

Fairtrade Premium: フェアトレード・プレミアム（間は中点「・」）。Fairtradeの頭文字Fは大文字、Premiumの頭文字Pは大文字。

Fairtrade labelling: フェアトレード・ラベル。Fairtradeの頭文字Fは大文字、labellingの頭文字lは小文字。

登録商標

® Certification Mark / Trademark

The FAIRTRADE Cotton Mark：国際フェアトレード認証コットンラベルは、フェアトレード・インターナショナルが所有し、ライセンスしている認証ラベルおよび商標である。国際フェアトレード認証ラベルは、フェアトレード・インターナショナルまたはその指定サブライセンス機関である各国フェアトレード機関から事前に書面による許可を得ることなく、コピー、複製、その他の方法で使用することはできない。

© Fairtrade International 2025-2026

免責事項

本ガイドライン内のすべてのアートワークは、国際フェアトレード認証コットンラベルを®記号付きで表示している。これは、当該ラベルが認証ラベルまたは個別商標として登録されていることを示している。

国際フェアトレード認証コットンラベルが登録されていない市場では、デザインから®記号を削除する必要がある。自国における認証ラベルまたは商標登録については、ライセンス機関に問い合わせること。詳細は右記の通り。

®記号の代わりに™記号など他の記号を付加することはできない。

クレジット／デザイン

Fairtrade International PMS
フェアトレード・インターナショナル PMS

Britta Frühling / www.fruhling.co.uk

フォトグラファー

Sean Hawkey

アートワークの承認

各国フェアトレード組織のある国：
NFOの連絡先一覧より検索：
info.fairtrade.net または
fairtrade.net/en/about/fairtrade-global-network/fairtrade-organisations.html

各国フェアトレード組織のない国：

フェアトレード・インターナショナルへのメールはlicense@fairtrade.net

お問合せ先

Fairtrade International e.V.

Bonner Talweg 177
53129 Bonn Germany
Tel +49 (0) 228 949 23 230
Fax +49 (0) 228 242 1713
www.fairtrade.net

【日本における連絡先】

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン
〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11-6
英守東京ビル3階
www.fairtrade.net/jp-jp